

プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定め が明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する 開示
項目	第 32 回ディスクロージャー専門委員会及び第 424 回企業会計基準 委員会で聞かれた意見及び対応案（見積りの開示）

本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に関連して、第 32 回ディスクロージャー専門委員会（2020 年 1 月 29 日開催）（以下「第 32 回専門委員会」という。）及び第 424 回企業会計基準委員会（2020 年 1 月 31 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

議論の進め方

【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、受領したコメント・レターへの対応に関する進め方について、特に審議する必要がある項目として下表のとおり抽出し、他の項目に関してはコメント対応案の記載により検討することを提案した。

No.	検討項目及び論点
【検討項目 1】総論	
1-1	● 先に個別基準で開示が足りているかどうかを検討すべき。現状 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 125 項にあるような規定がないことで大きな問題は生じているとは考えにくい。 ● 個別基準で注記が要求されていない項目について本公開草案で対応するように開発にあたっての基本的な方針の記載を修正すべき。
1-2	開示項目の識別の判断に関する記載について、実務を反映しているか確認すべき。
【検討項目 2】開示目的の内容	
2-1	本公開草案 ¹ 第 19 項（開示する項目の識別における判断）の「…翌年度の財務諸表に及ぼす影響の金額的な大きさとその発生可能性を総合的に勘案して企業が判断する…」という記載は、基準本文で記載すべき。

¹ 企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」

No.	検討項目及び論点
2-2	本公開草案第5項（開示する項目の識別）の、「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する。」の記載のうち、次の事項について修文すべき。
	「当年度の財務諸表に計上した <u>金額</u> 」を「当年度の財務諸表に計上した <u>帳簿価額</u> 」とすべき。
	「 <u>翌年度</u> の財務諸表に重要な影響を及ぼす」を「 <u>翌年度以降</u> の財務諸表に重要な影響を及ぼす」とすべき。
	「可能性が <u>高い</u> 項目」を「可能性が <u>ある</u> 項目」などとすべき。
【検討項目 3】連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の取扱い	
3-1	連結財務諸表を作成している場合は、個別財務諸表の注記を省略可とすべき。仮に注記を求めるのであれば、項目の識別のみとすべき。
3-2	個別財務諸表のみで識別される項目については、本公開草案第7項(2)などの記載 ² を求めるべき。

【第32回専門委員会で聞かれた意見】

ASBJ事務局の提案に賛成する意見

3. 提案された3つの検討項目を抽出することに賛成する。

(対応案)

ASBJ事務局の提案に賛成する意見である。

【第424回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

4. 特に意見は聞かれなかった。

² 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報。

寄せられたコメント及びそれらに対する対応案

【第 32 回専門委員会で聞かれた意見】

本会計基準に基づき企業が何をすればよいのかがわかるよう丁寧な説明が必要であるとの意見

5. コメント対応表の論点の項目 6)³への対応案として、具体的な事例を挙げないことが適切である旨の回答を ASBJ 事務局は提案しているが、本コメントの趣旨は、IFRS について念頭にない企業が、本基準が与えられたときに何をすべきかがわかりづらいということではないか。また、日本基準を IFRS に整合させる形で修正すべきというニーズもある一方で、本会計基準がないことによる問題点があまり理解できないということもあると考えられる。具体的な事例が会計基準に記載できないとしても、なぜ新規の会計基準が必要であるのかを丁寧に説明する必要があると考える。
6. 新規の会計基準が公表されると、企業はコンプライアンスの観点から対応が必要となるため、本基準が企業にとって使いやすいというよりも、きちんと使えるものとするべきである。
7. 本資料の第 22 項にある、個別の会計基準と本会計基準との関係も踏まえたうえで、企業が何をすればよいのかをわかるようにすべきである。
8. 論点の項目 30) のコメントのように、本会計基準が要求しているとする開示の内容が、企業や監査人により異なっており、適切に実務が行われるか懸念する。

(対応案)

第 33 回専門委員会で改めて【検討項目 1】の事務局対応案をお示しする。

本会計基準の周知及び教育活動に関する意見

9. 論点の項目 64) に関して、監査人の団体と会計基準設定主体は立場が異なるため、彼らと共同ではなく、ASBJ として周知を行うべきである。
10. 会計基準がこれまでのルール主義に対して実質主義になってきており、経営者がどのような方針で見積りのリスク情報を挙げていくかを示さなければいけないという趣旨を理解してもらうためには、会計基準に書くというよりも、むしろ様々な教育の機会を広めていくことが必要ではないか。

³ 第 32 回専門委員会 資料(2) 参考資料及び第 424 回企業会計基準委員会 審議事項(5) 参考資料 1 のコメント対応表の関連箇所は、別紙を参照。

(対応案)

周知活動の詳細については、別途検討する。

「識別する項目の数について、比較的少数の項目を識別することになると考えられる」という記載は適切ではないとの意見

11. 論点の項目 19) に関して、本公開草案第 23 項では「識別する項目の数について、比較的少数の項目を識別することになると考えられる」とされているが、開示目的に照らして各企業が判断することを踏まえると、企業のより項目数が多い場合も少ない場合も考えられる。そのため、ここで比較的少数になるという予想をいれることは、あまり適切ではない。

(対応案)

本公開草案第 23 項の趣旨は、企業の見積りの項目をすべて開示する必要はなく、重要なものを開示目的に照らして選択すると結果として必然的に少数になるというものであり、当然企業により項目数は異なることが想定されるが一律に項目数を減らしてほしいということではない。そのため、第 23 項の記載を修正しないことが考えられる。

引当金等を開示する項目として識別することを「妨げない」という表現の再検討を求める意見

12. 論点の項目 16) に関して、本公開草案第 5 項では貸借対照表に計上しないこととした負債（引当金）等を識別することも「妨げない」旨が記載されているが、「妨げない」では「できる規定」のように解釈できる。また、「本来は識別しないが識別しても良い」といったニュアンスで理解される可能性がある。「識別することがある」「することもできる」「限定しない」といったもう少し中立的なニュアンスの表現に修正が可能か検討してはどうか。
13. 「妨げない」を別の表現に変えることで、資産及び負債から大きく外れた対象に開示の焦点が移るとも考えにくい。そのため表現を変えることについては再検討してほしい。
14. (ASBJ 事務局からの「妨げない」とは、禁止されないため自由に開示してよいという発言を受けて)「妨げない」という表現は、自由に開示して良いというふうには理解されないと思われるため、結論の背景に追加の説明が必要ではないか。

(対応案)

会計基準は最低限要求する開示をどのレベルに求めるかを議論するものであり、より良い開示の議論を行うと会計基準としては運用が困難になる。また、会計基準で要求する範囲以上の開示も自由に行えることが想定される。

本公開草案においては、資産及び負債が最低限要求する開示であることについて関係者の合意を得て公表している。そのうえで、それ以外の項目の開示も「妨げない」としており、表現の変更により開示上の扱いが変化することは想定されず、本公開草案第5項の表現を維持することが考えられる。

引当金等を開示する項目として識別することを「妨げない」という表現を維持することに賛成する意見

15. 元々、IAS 第1号においても、資産及び負債に焦点が当てられており、引当金等は開示すべきものに含まれるわけではないと分析されたものであるため、「考えられる」「適当である」といった表現を用いると、書くべきものであるようなニュアンスとなり、かえって実務が混乱することが懸念するためこのままで良い。まずは、資産及び負債を十分に開示させるために何ができるかを考えるべきである。

(対応案)

本資料の第12項から第14項の意見への対応案を参照。

会計基準の中にKAMについての記載を含めることに関する意見

16. 論点の項目57)に関しては、実際の記載文案が提案に含まれていないため現時点でのコメントは難しいが、会計基準の中にKAMに関する記載を含めることには違和感がある。
17. 寄せられたコメントでは検討してほしいと言っているが、記載してほしいとまでは言っていない。記載内容の案を作成のうえ会計基準に含めるかどうかを検討してはどうか。

(対応案)

文案の検討の中で記載を検討する。

【第424回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

18. 特に意見は聞かれなかった。

【検討項目 1】総論

（【検討項目 1-1】先に個別基準で開示が足りているかどうかを検討すべき。現状 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 125 項にあるような規定がないことで大きな問題は生じているとは考えにくい 及び 個別基準で注記が要求されていない項目について本公開草案で対応するように開発にあたっての基本的な方針の記載を修正すべき）

【ASBJ 事務局の提案】

19. ASBJ 事務局は、次の内容をコメント対応表の対応案として記載することを提案した。

本公開草案は、開示の充実を図る会計基準を個別に特定し、個別の会計基準の改正を通じて追加的に開示すべき内容を定めるアプローチ（以下「個別アプローチ」という。）ではなく、原則（開示目的）を定め、企業に当該原則に基づき開示すべき項目を選択し、開示の充実を図るよう要求するアプローチ（以下「包括アプローチ」という。）を採用している。

これは、基準諮問会議に寄せられた「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」に関する注記情報の充実への対応について、基準諮問会議からの依頼に基づきディスクロージャー専門委員会が検討を行った過程で検討され、その後の本公開草案の開発においても採用されたアプローチである。

検討の過程では、次の理由により包括アプローチを採用することが適しているものと考えられた。

- (1) どの見積りが「見積りの不確実性の程度が高い見積り」であるかは、企業ごとに異なるものと考えられるため、仮に見積りの開示を導入する場合には、「見積りの不確実性の程度が高い見積り」がどの見積りであるのかを企業が選択し、選択した項目について開示の充実を図ることが有用であると考えられる。
- (2) 仮に個別アプローチを採ろうとしても、引当金など個別の会計基準が存在しない場合に、会計処理（認識及び測定）に関する定めを開発することなしに、開示に関する定めのみ先行して開発することは適切でないと考えられる。

【第 32 回専門委員会で聞かれた意見】

コメントの趣旨に沿った対応案となっていないとの意見

20. 本コメントの趣旨は以下のようなものではないかと考える。

- (1) 個別アプローチ又は包括アプローチのいずれを採用するかの是非を問うわけではなく、包括アプローチを採用する前提として、個別の会計基準の整備ができているかどうかをチェックしてほしい。
- (2) 個別の会計基準の開示の要求事項に不足する箇所があることを認識したうえで、包括アプローチを採用する本会計基準（いわゆる「バスケット条項」的な会計基準）によりそれが開示されることを ASBJ が想定するのであれば、その想定は企業には伝わらないと考えられる。

21. 前項に照らすと、提案された対応案は、コメントに対応した回答にはなっていないように思われる。

(対応案)

第 33 回専門委員会で改めて【検討項目 1】の事務局対応案をお示しする。

個別の会計基準で開示が不足する部分が、包括アプローチを採用する本会計基準によりカバーされている建付けとなっているか確認が必要との意見

22. IFRS の実務では、ほとんどは見積りの項目を挙げて他の注記を参照している。このような、いわゆる「バスケット条項」が成立する前提として、個別の会計基準の注記の要求事項が充実しており、そこでカバーしきれないものを当該「バスケット条項」が拾うような役割を担っていることが考えられる。

本会計基準に関しても、個別の会計基準を充実させるべきか、包括アプローチ（バスケット条項）によるべきかを再度検討した方が良いのではないかと考える。

23. 前項に関連して、本公開草案第 21 項の例示（固定資産の減損損失及び引当金等）はあまり適切ではなく、見積りが重要であるものは、まず個別の会計基準で開示が求められていくべきである。

(対応案)

第 33 回専門委員会で改めて【検討項目 1】の事務局対応案をお示しする。

多くの企業においては本会計基準により追加的な対応は必要ないことがわかるようにすべきとの意見

24. IFRS における IAS 第 1 号第 125 項の開示実務は、本資料の第 22 項にあるように基本的に他の注記を参照する形となっている。同様に日本基準においても、基本的には、個別の会計基準に基づく開示や追加情報の開示を参照すれば本会計基準の要求事項は満たされると考えられ、必ずしも追加的な対応は必要とはならないことが、日本基準を採用している企業にもわかるようにすべきである。

(対応案)

第 33 回専門委員会で改めて【検討項目 1】の事務局対応案をお示しする。

包括アプローチを維持することに賛成する意見

25. 仮に個別アプローチを採用すれば、ほとんどの企業において重要でなく、少数の企業にとって重要となり得る項目までを含めて個別の会計基準を大幅に改訂しなければならず、個別の見積り項目にどの程度のリスクがあると企業が考えているのが開示されるよう要求事項を書き換える必要があると考えられる。これは非常に大変な変更となると考えられるため、包括アプローチを維持することに賛成する。
26. 個別アプローチではカバーしきれないものもあると考えられるため包括アプローチに賛成する。

(対応案)

本会計基準の開発の方向性に賛成する意見である。

例示を提供することに関する意見

27. 同じ見積りの項目であっても企業により不確実性の程度が異なると場合も当然あると考えられる。しかし、IFRS の開示例を提供した場合、各企業固有の状況があることを理解したうえで企業が例示を使用するのではなく、チェックリストとして使用することを懸念する。
28. 監査人の観点からは、例示がある方が監査は実施しやすい。しかし、本公開草案を開発する際、利用者及び作成者から例示のチェックリスト化及び開示のボイラープレート化の懸念が聞かれ、例示は行わない前提で開発を進め、その中で何ができるかを検討してきたものと認識している。
- しかし一方で、コンプライアンスの観点からは例示がある方がわかりやすいという

ことであれば、困難であるかもしれないが、何ができるかを検討すべきかもしれない。

(対応案)

チェックリストとして利用することが懸念されるため、例示は提供しないという ASBJ 事務局の対応の方向性に賛成する意見である。

コメントへの対応案は結論の背景に記載する方が良いとの意見

29. 本資料の第 19 項にて、コメント対応表に対応案として記載することが提案された内容は、会計基準の結論の背景に記載する方が本会計基準の趣旨がわかって良いのではないか。

(対応案)

第 33 回専門委員会で改めて【検討項目 1】の事務局対応案をお示しする。

【第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

本会計基準の必要性に関する意見

30. 寄せられたコメントでは、「我が国に IFRS (IAS 第 1 号 125 項にあるような規定がないことで、大きな問題が生じているとは考えにくい)」とされているが、利用者の立場では、IFRS や米国会計基準に比べると日本基準の見積りの開示は不十分であるという不満があり、本会計基準の開発を非常に歓迎している。

(対応案)

本会計基準を開発することに賛成する意見である。

本会計基準の開発にあたり包括アプローチを採用したことを評価する意見

31. 現状の日本基準は IFRS と整合していない部分も様々ある中で個別アプローチを採用することは困難であると考えられる。その中で基準諮問会議から提言された開示の充実を図るうえで包括アプローチを採用せざるを得ないと考えられ、包括アプローチを採用したことは適切である。
32. 財務諸表利用者の観点からより有用な情報を、作成者自らが判断して開示していくことは非常に画期的であり、利用者として非常に評価している。

(対応案)

本会計基準の開発の方向性に賛成する意見である。

アプローチの検討経緯を記載することに賛成する意見

33. 本会計基準への理解を深めるために、個別アプローチ又は包括アプローチの両方を検討したうえで、包括アプローチを採用したという経緯を会計基準に記載することに賛成する。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

包括アプローチが本会計基準の開発又は今後の基準開発全体の方針を指しているのかを明確にすべきとの意見

34. 包括アプローチを採用するということが、本会計基準のみを指すのか、会計基準全体を指すのかいずれの趣旨であるかをわかりやすく記載してほしい。

(対応案)

個別アプローチと包括アプローチは本公開草案開発にあたってのアプローチである。

(【検討項目 1-2】開示項目の識別の判断に関する記載について、実務を反映しているか確認すべき)

【ASBJ 事務局の提案】

35. ASBJ 事務局は、次の理由から、開示する項目の識別について本公開草案の記載を維持することを提案した。
- (1) 重要な開示が個別基準で要求されており、かつ、個別基準において要求されていない場合であっても追加情報として開示されている場合、企業は、これらの開示を参照することにより、本公開草案に基づき、追加で情報を開示する必要はない可能性がある。しかし、企業によってはそうならない場合もあると認識しており、そのような企業には追加の情報を開示していただくことになると思われる
 - (2) 本公開草案の第 20 項において「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目は、経営上の重要な項目であり、会計基準において判断のための規

準を詳細に定めなくとも、各企業で行っている会計上の見積りの方法を踏まえて開示する項目を識別できると考えられたことから、本会計基準では、項目の識別について、判断のための詳細な基準は示さないこととした」としている。

【第 32 回専門委員会で聞かれた意見】

本論点は検討項目 1-1 の延長であるとの意見

36. 本論点は検討項目 1-1 と分けて議論されるものではなく、検討項目 1-1 の延長線上にある論点である。

(対応案)

第 33 回専門委員会で改めて【検討項目 1】の事務局対応案をお示しする。

【第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

37. 特に意見は聞かれなかった。

【検討項目 2】開示目的の内容

（【検討項目 2-1】本公開草案第 19 項（開示する項目の識別における判断）の「…翌年度の財務諸表に及ぼす影響の金額的な大きさとその発生可能性を総合的に勘案して企業が判断する…」という記載は、基準本文で記載すべき）

【ASBJ 事務局の提案】

38. ASBJ 事務局は、次の内容をコメント対応表の対応案として記載したうえで、本公開草案第 19 項の内容を維持することを提案した。

本公開草案第 19 項の記載は、本公開草案第 5 項の適用について一定の視点を提供するものではあるが、重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別するための視点はこれに限られないと考えられる。加えて、本公開草案は第 19 項を受けてさらに第 20 項で本公開草案は項目の識別のための詳細な規準は示さないと提案しており、本公開草案第 19 項と第 20 項は全体として本公開草案第 5 項において詳細な規準を示さなかったことを説明している。

【第 32 回専門委員会で聞かれた意見】

「重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別するための視点」について追加の説明が必要であるとの意見

39. 本資料の第 38 項の提案で、「重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別するための視点はこれに限られない」としているが、他にどのようなものが考えられるのか説明が必要である。

(対応案)

項目を識別するための判断要素は、「重要な影響（影響の大きさ）」及び「可能性が高い項目（発生可能性）」の 2 つであると考えられるが、当該記載の趣旨は、両要素を必ずしも数値化して判断することを想定しているわけではない。

【第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

40. 特に意見は聞かれなかった。

（【検討項目 2-2】本公開草案第 5 項（開示する項目の識別）の、「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する。」の記載のうち、次の事項について修文すべき）

【ASBJ 事務局の提案】

41. 次の 3 か所について修文を求めるコメントが寄せられ、ASBJ 事務局はそれぞれ対応案を提案した。

①「当年度の財務諸表に計上した金額」を「当年度の財務諸表に計上した帳簿価額」とすべき

→【対応案】寄せられたコメントでは、例えば退職給付に係る負債の様に相殺後の純額で開示する項目が判断されてしまうことを懸念していたが、本公開草案は、純額か総額かはあくまでも開示目的に従って財務諸表利用者の理解に資する情報を開示する観点から考慮することを意図しており、コメントに対応して修文したとしても、リスク要因の判断が総額ベースで行われることが確保されるかどうかには疑問がある。そのため、本公開草案第 5 項の記載を維持する。

②「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす」を「翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす」とすべき

→【対応案】次の理由をコメント対応表の対応案として記載し、本公開草案第5項の記載を維持する。

- (1) 翌々年度以降の財務諸表に影響を及ぼす可能性がある項目は、一般的に、翌年度の財務諸表にも影響を及ぼす可能性があると考えられる。
- この記載は、本公開草案の提案が翌々年度以降の影響を無視する趣旨ではないことを述べており、本公開草案の記載でそのことは読み取れると考えられる。
- (2) 本会計基準の開発にあたって参考とした IAS 第1号第125項の定めと規定を整合させた。

③「可能性が高い項目」を「可能性がある項目」などとすべき

→【対応案】「発生可能性」について混乱が生じることを避けるため、本公開草案第4項及び関連する箇所の記載を次のように修文する。

4. (第1段落省略)
- このため、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（企業にとって有利なものと不利なものの両方を含む。）がある可能性が高い項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とする。

【第32回専門委員会で聞かれた意見】

(①について)

42. 特に意見は聞かれなかった。

(②について)

提案された修文案に賛成する意見

43. 本公開草案の開発にあたり、当初は「翌年度以降」としていたが IAS 第1号と異なるためわかりづらいという意見を受けて「翌年度」に変更したものと認識している。もし「翌年度以降」としていた場合、IAS 第1号とは異なるという様々なコメント

が寄せられたと想定されるので、基本的には IAS 第 1 号に合わせることでよいと考える。

44. ③を「リスク」に修文するのではれば、②は修文しなくても良いのではないか。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

(③について)

提案された修文の内容に賛成する意見

45. 修文前の本公開草案第 4 項は、「翌年度の財務諸表」かつ「重要性な影響を及ぼす」かつ「可能性が高い」見積りの項目が開示対象となるが、そのような項目は、翌年度ではなく、当年度に減損損失を計上する等の対応がなされることが考えられるため、本公開草案による開示対象がかなり限定されてしまうと考えられるため、提案された修文の内容に賛成する。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

「(企業にとって有利なものと不利なものの両方を含む。)」の記載場所に関する意見

46. 「(企業にとって有利なものと不利なものの両方を含む。)」の記載は、③に関する「発生可能性」の説明と共に結論の背景に含めることでよいのではないか。
47. 当該記載だけを結論の背景に含めるのもわかりづらい。

(対応案)

文案提示時に改めて修文案をお示しする。

「重要な影響を及ぼすリスクがある項目」では、意図した項目が開示対象にならないのではないか意見

48. 発生可能性は極めて低いが顕在化すると重要な影響がある項目は、本公開草案の開示対象とはならない認識であったが、「重要な影響を及ぼすリスクがある項目」という記載では、そのような項目も開示対象に含まれるという解釈もできるのではないか。

(対応案)

文案提示時に改めて修文案をお示しする。

【第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

(①について)

提案された対応案に賛成する意見

49. 当初は、「帳簿価額」の方が適切であると考えていたが、ASBJ 事務局の説明でも納得感がないわけではないと考えている。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

(②について)

提案された対応案に賛成する意見

50. 見積りのプロセスにおいて、翌々年度以降のキャッシュ・フローの見積りも含まれていることを考えると、翌年度の見積りであっても翌々年度以降の数字も含まれていると理解できるため、「翌年度」の表現を維持する ASBJ 事務局の提案に賛成する。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

(③について)

修文の検討を求める意見

51. 現状の「可能性が高い」の場合、日本基準を採用している企業は通常、相当閾値が高いと判断することが考えられ開示が過度に限定されてしまう恐れがあるため、修文は必要である。ただし、ASBJ 事務局の提案する「リスク」という用語は、通常、不利なケースで使われると考えられるため、その点を考慮して修文を検討してほしい。
52. 見積りと実績とのブレに関しては、ダウンサイドだけでなくアップサイドも存在するという点は非常に重要であると考えている。その点がきちんと伝わるようにしてほしい。

53. 寄せられたコメントにて提案されていた「可能性がある項目」は、発生可能性がゼロでなければ開示対象であると判断され、極端に発生可能性が低いシナリオが開示対象となることが懸念される。「有意なリスクがある」「無視し得ないリスクがある」といった、極端なシナリオは排除できる表現を含めるほうが良い。

(対応案)

文案提示時に改めて修文案をお示しする。

以 上

第 32 回専門委員会及び第 424 回企業会計基準委員会にてお示したコメント対応表（関連する箇所のみ抜粋）

(HP では非公表)